

容器包装ごみ(無色の有料指定袋)

《容器包装ごみとは、どんなごみ?》 **ポイント**

○お店屋さんから買った(買ったものを譲り受けたものも含む)商品の容器及び包装してあったもので、その買った商品を使い終わった後に不要になったもの。

※一般ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源ごみ以外のごみ




◎容器包装ごみは、次の3種類に各々袋を分けて出す

- ① **びん、ペットボトル類** のみで 1枚の容器包装ごみ袋(有料)に入れて出す。
- ② **その他のプラスチック類** のみで 1枚の容器包装ごみ袋(有料)に入れて出す。
- ③ **その他の紙類** のみで 1枚の容器包装ごみ袋(有料)に入れて出す。

となりますのでお間違えのないよう排出してください。

《出し方のポイント》

○必ず、容器の中をきれいにし、中に吸殻等のごみは入れないで出す。

○容器や包装物については、現在、法律で識別表示(   等) が義務付けされておりますので、それらを参考に分別する。(一部例外があります)

○他の袋で補強しないで、指定の袋のみを使用してください。

○汚れている容器包装ごみは、「燃やすごみ」となってしまうので極力きれいにして「容器包装ごみ」として出す!

○重要 ~ 無色の容器包装ごみ袋(有料)に入れ、3種類に分別して出す